

令和3年5月20日から

警戒レベル
4

ひなんしじ
避難指示で必ず避難

ひなんかんこく
避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫 緊急安全確保 ※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~		
4	 災害の おそれ高い <b>避難指示</b> ※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり <b>高齢者等避難</b> ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	 気象状況悪化 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ 早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
**警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません！**

**避難勧告は廃止されます。**  
これからは、  
**警戒レベル4避難指示で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。**

避難に時間のかかる  
**高齢者や障害のある人は、  
警戒レベル3高齢者等避難で  
危険な場所から避難  
しましょう。**

内閣府(防災担当)・消防庁

## ～災害時の避難情報が変わりました～

改正された災害対策基本法が5月20日に施行され、大雨や洪水など災害時の避難行動を促す避難情報が変わりました。

変更点は、

- ・【警戒レベル5】「災害発生情報」が【警戒レベル5】「緊急安全確保」になったこと
  - ・【警戒レベル4】「避難勧告」が廃止され、【警戒レベル4】「避難指示」に一本化されたこと
  - ・【警戒レベル3】「避難準備・高齢者等避難開始」が【警戒レベル3】「高齢者等避難」になったこと
- などです。

特に、【警戒レベル5】「緊急安全確保」では、避難しようとしても災害が発生または切迫しており、必ずしも安全な避難行動ができるとは限りません。この時点では屋外の避難場所などへ向かうことが困難、自宅など上層階への異動など緊急的な行動をとらざるを得ません。

そのため身の安全を確保するには、災害の恐れが高い時に発令する、  
【警戒レベル4】「避難指示」までに、危険な場所から避難を完了することが必要です。

それぞれの避難情報の見直しについては、以下のとおりです。

### ①【警戒レベル5】の名称が「緊急安全確保」に変わります。

今回の法改正により、【警戒レベル5】の名称が「緊急安全確保」に変わり、災害の危険が極めて高い状況であることをお知らせするとともに、避難している場所で最大限の安全確保をお願いする避難情報となります。

この情報が発令されている時には、河川が氾濫したり、各地で土砂崩れが発生したりと、避難所への移動がかえって危険を伴うおそれがあります。外に出るのがすでに危険な状態ですので、むやみに屋外へ避難せずに、建物の2階以上に垂直避難する、崖から遠い場所に移動するなど、少しでも安全な場所で、命が助かるような行動を取ってください。

### ②【警戒レベル4】「避難勧告」が廃止され、 【警戒レベル4】「避難指示」に一本化します。

これまでの、大雨や台風などにより、災害発生のおそれが高い状況になると「避難勧告」、さらに危険が高まると「避難指示」と、順に発令していました。

今後は、災害の恐れが高まった際には「避難勧告」ではなく、【警戒レベル4】「避難指示」が発令されますので、発令後は直ちに全員安全な場所へ避難してください。

したがって、「避難勧告」は発令されなくなりますので、ご注意ください。

### ③【警戒レベル3】の名称が「高齢者等避難」に変わります。

これまでの、【警戒レベル3】の避難情報として「避難準備・高齢者等避難開始」という名称で市民の皆さんにお知らせをしていましたが、今回の法改正により、「高齢者等避難」に名称が変わります。

しかし、この避難情報は高齢者に対してのみの情報ではありません。

障害のあるかたや乳幼児がいるご家庭の方など、避難に時間を要する方や避難を支援する方についても、【警戒レベル3】「高齢者等避難」の発令に合わせて安全な場所へ避難してください。

また、これ以外の方も、避難に向けて準備したり、気象情報の収集をしたり、状況に応じて自主的な避難を検討・実施してください。

津久見市は、これまで通り、早め早めの避難を呼び掛けていくとともに、新型コロナウイルス感染症予防対策を踏まえた、災害避難行動を啓発していきます。

問い合わせ先：津久見市役所 総務課 防災・地域コミュニティ班  
TEL：82-4115 FAX：82-9520